

令和3年
令和3年7月発売

サンマル

あだち30買い物券

！注意
取扱店になるには
必ず申込が
必要です

取扱店募集

足立区では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている区内店舗の消費喚起策として、30%もお得な商品券を販売します。ぜひご登録ください。



登録料・
換金手数料
無料

プレミアム率
なんと
30%!

誰でも
買えます!
(区外在住の
方もOK!)

全店舗共通券 &
中小店舗専用券の2種類/
**15万セット
販売**
1セット(6,500円分)を
5,000円で販売

スマホで使える
デジタル商品券
も販売!

取扱店になれば、集客UPにつながります!

- 対象** 足立区所在の事業所 (店舗)
※風俗営業など一部対象外となる業種・商品などがあります
- 募集期間** 令和3年2月10日(水)～5月10日(月)
期間内にお申し込みされた場合は、商品券販売時に配布予定の「取扱店一覧表」に掲載させていただきます。
※それ以降のお申込みも随時募集し、特設WEBサイトの取扱店情報に掲載させていただきます。
- 申込方法**
WEBで申込 あだち30買い物券特設WEBサイト内の専用フォームから申込

郵送で申込 別紙『取扱加盟店登録申込書・誓約書』に必要事項を記入し、専用封筒にて「あだち30買い物券運営事務局」宛へ郵送



デジタル商品券?!

取扱いに不安の方も
ご安心ください

コンテンツ導入

登録後に送られてくる専用プレートをレジ横に置くだけ!

利用者がQRコードを読み込んで支払えば決済完了!
※QRコードは、触デンソーウェアの登録商標です。

手続きらくらく

面倒な紙券の管理・換金手続きも不要です!

問合せ先 あだち30買い物券運営事務局 03-3614-3404
午前10時～午後6時 (土・日・祝日・年末年始を除く)

あだち30買い物券とは？

1セット **6,500円分** を **5,000円** で販売

15万セット
販売

使用期間 令和3年
7/1(木) ~ 12/31(金)

全店舗共通券 500円券 × 5枚 = **2,500円**

大型店を含むすべての取扱店で使えます

中小店舗専用券 500円券 × 8枚 = **4,000円**

大型店では使えません
(店舗面積1,000㎡超の店舗およびそのテナント)

今回は「紙の商品券」と「デジタル商品券」の2種類を販売します

違いは？

紙商品券 総数 75,000セット

取扱方法

店舗は利用者から券を受け取り、裏面の取扱店欄にゴム印や手書きで店舗名を記入する

換金方法

使用済み券を店舗で集計して、換金センターへ郵送

デジタル商品券 総数 75,000セット

店舗は利用者のスマホ画面を見て、支払完了を確認する

※ 利用者は店舗のQRコードを読み取り、金額を選択・使用するボタンを押して、支払完了画面を店舗へ提示する

換金手続きは不要
(使用データは自動集計される)

月2回、取扱店登録申込時に指定した口座に振り込み

詳しく
知りたい
方は

登録を希望する店舗向けの
説明会を開催

要事前申込（先着順）

2/2(火)～開催日の2営業日前

○ 説明会に参加しなくても取扱店登録は可能です

○ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止になる場合があります。

1 2/10(水) 午後6～7時 日吉区役所 庁舎1階
2 2/17(水) 午後6～7時 日吉区役所 庁舎1階
3 2/24(水) 午前10～11時 午後6～7時 竹の塚地域学習センター ホール

説明会はすべて終了しました。

説明会資料は特設WEBサイトに掲載していますので、ぜひご覧ください。



定員

60名

各回

140名

各回

60名

各回

130名

申込

お問い合わせコールあだち 03-3880-0039 午前8時～午後8時

開催の可否は、
区ホームページ・
SNSでお知らせ
します



取扱加盟店登録の注意事項

- 買い物券の販売は、区内郵便局（全67局）と一部の大型商業施設で行います。取扱店に商品券の販売をお願いすることはありません。
- 登録料・換金手数料のご負担はありません。
- 原則として事業所（店舗）ごとに個別の申し込みが必要です。ただし、複数の店舗が含まれる大型商業施設等は、一括での申請となります。
- 換金はその大型商業施設等で取りまとめること、取扱店一覧表には「当商業施設内の各店舗での使用については、当該施設に直接問い合わせください」という表記になることを承諾のうえ、ご申請ください。

商品券の利用対象とならないもの

- ①有価証券、商品券等の換金性の高いものの購入／
- ②たばこ／③自動車や不動産の購入／④取扱店自らの事業上の取引／⑤風俗営業等／⑥電子マネーへのチャージ／⑦その他、区長が不適当と認めるもの

対象外となる業種

- ①風俗営業等の事業者／②その他、公序良俗に反する営業を行っている事業者／③上記「商品券の利用対象とならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う事業者／④役員等が暴力団、暴力団員又は暴力団員等の関係事業者／⑤その他、区長が不適当と認めるもの